

平成30年度太子町立幼稚園保育料

入園幼児の保護者の属する世帯の階層区分		子の区分	保育料（月額／円）
区分	定 義		
1	生活保護法による被保護者世帯	第1子	0
		第2子	0
2	市町村民税が非課税の世帯（均等割のみ課税世帯を含む） 支給認定保護者が養育里親等である世帯	第1子	1,500
		第2子	0
3	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	第1子	5,000
		第2子	4,000
4	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	第1子	9,100
		第2子	7,280
5	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	第1子	11,000
		第2子	8,800
すべての階層		第3子	0

①階層区分の判定における市町村民税課税額は、保護者（父母など）の税額控除前（調整控除を除く。）の市町村民税課税額で決定します。

②階層区分は、4～8月は前年度分の市町村民税、9～翌年3月は当年度分の市町村民税により決定します。

③第2階層の「養育里親等」とは、小規模住居型児童養育事業の事業者、養育里親、児童福祉施設（乳児院・児童養護施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設）の長のことです。

④第2・第3階層については支給認定保護者が監護しているすべての子どものうち、最年長の子どもを第1子、その下の子どもを第2子、第3子と順に数えます。第4・第5階層については、小学3年生までの範囲で、最年長の子どもを第1子、その下の子どもを第2子、第3子と順に数えます。

⑤この表が適用されるのは、太子町に保護者が居住している場合です。他の市町に居住する保護者の扶養する幼児が太子町立幼稚園を利用する場合は、当該市町の定める保育料を幼稚園設置者である太子町に納入することになります。

■低所得世帯等の減免規定

区分	定 義	子の区分	保育料（月額／円）
2	市町村民税が非課税の世帯（均等割のみ課税世帯を含む） 支給認定保護者が養育里親等である世帯	第1子	0
		第2子	0
3	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	第1子	1,500
		第2子	0

◆対象世帯は、母子・父子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯）です。